

## 総括基準（手続関係）に関する決定

〔 総括委員会 平成28年11月8日決定 〕

当委員会は、原子力損害賠償紛争解決センターに申立てがなされた事件の手続に関する下記項目の取扱いについて、総括基準を策定するものとする。

### 記

当事者の一方からパネルに対してのみ資料等が提出された場合の取扱いについてガイドライン

以上

原子力損害賠償紛争解決センター 総括委員会

総括委員長 須 藤 典 明

総括委員 橋 本 副 孝

総括委員 高 田 裕 成